

西宮市立学校施設包括管理業務公募型プロポーザル 質問回答書

1. 実施要領					
No.	頁	項目	小項目	質問	回答
1			(2)業務内容	施設巡回業務について、貴市の基準となるフォーマットがある場合は、その内容をご教示ください。もし無ければ、受託者の提案によるものとの理解で宜しいでしょうか。	フォーマットは特にございませぬ。巡回の具体的な手順、回数、方法等については受託者の提案によるものとします。
2			(4)対象施設	対象施設が計63施設と記載がございませぬが、「別紙1 対象施設・業務一覧表」では64施設とありませぬが、どちらが正かご教授ください。	西宮浜義務教育学校において道路をはさんで西側（旧西宮浜小学校）と東側（旧西宮浜中学校）で対象業務が異なるため、別紙1「対象施設・業務一覧表」においては東西を分けて表記してございませぬ。施設数としては東西合わせて1施設として数えるため、計63施設となります。
3	1	2.業務概要	(5)提案上限額	修繕費等の発注収納代行にかかる経費は修繕費等には加算せずに定額の経費として～の記載について、様式第5号 価格見積書（内訳明細）の3.(2)修繕業務にかかる経費に計上する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ※様式第5号を修正したものをホームページに掲載しましたのでご確認ください。当該経費については修正後の様式第5号の3.(3)上記(1)および(2)の業務にかかる経費に計上してください。
4		修繕費等の上限額が仮に超えた場合には、修繕業務にかかる定額の経費は変更できる認識でよろしいでしょうか。		基本的には合計上限額を超えて実施しませぬが、協議の上、やむを得ない場合等は予算の範囲内で変更します。	
5		業務開始後、修繕費等の合計上限額を超える可能性は考えられませぬでしょうか。また、超えた際は、追加の人件費もしくはマネジメント費の増加分について協議は可能でしょうか。			
6		修繕費等の合計上限額は過去の実績等を踏まえて436,084,000円/年となっているが、上限額を超えた場合の対応はどのように想定しているのか。			

No.	頁	項目	小項目	質問	回答
7	1	2.業務概要	(5)提案上限額	「修繕費等は別途精算するため、上記金額には含まない」との記載がある。修繕費等は受託者にて発注および支払いしその後、別途精算の流れになるのか。あるいは、P7（2）委託料の支払いには、「修繕費等は業務に要する費用（実際に業務を行う事業者にかかる材料や作業等の費用）の実費精算とし～」との記載があることから、修繕等については発注収納代行のみを行い、支払いは市にて実施するのか。	前者となります。
8	提案上限額のうち、貴市設定のマネジメント経費の内訳をご教授願います。			各事業者の強みを適切に提案に反映していただくため、提案上限額の内訳は設定していません。	
9	修繕業務及び一部保守点検については発注収納代行となる旨の記載がございますが、包括管理受託者は元請責任（瑕疵、損害賠償等）は負わない理解でよろしいでしょうか。			お見込みのとおりです。ただし、受託者は、公共工事および委託業務の品質の確保という観点から、工事・委託業務が適切に行われているかを確認する、発注者としての役割を負っていると考えています。	
10	修繕費に側溝及び排水管等清掃～その他点検が含まれておりますが、1件辺り、130万円未満との認識で宜しいでしょうか。			修繕費には、側溝及び排水管等清掃～その他点検は含まれておりません。なお、別途精算する予定である側溝及び排水管等清掃・通管／熱交換器清掃／植栽管理・除草清掃・芝生維持管理／カーペット清掃／蜂・シロアリ駆除・鳥害対策／その他にかかる業務については、1件あたり50万円未満の案件を想定しております。	
11	修繕業務の内訳にその他と記載がございますが、その他の内容をご教示ください。			参加表明書等と合わせて参考資料提供申込書を提出した事業者に送付する過年度の契約実績明細にてご確認ください。	
12	2	提案金額には人件費等の変動を見込んで計上してくださいと記載がございますが、昨今の急激な人件費や物価高騰については、資料3の物価の変動は協議と記載あるように、別途協議出来るとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。		
13		貴市の予算設定にて見込んでいる人件費等の変動をご教授願います。	人件費や物価の変動は見込んでおりますが、具体的な数値はお示しできません。		

No.	頁	項目	小項目	質問	回答
14	2	2.業務概要	(5)提案上限額	実費精算である「⑩空調機フィルター清掃（臨時）」は、修繕費等の合計上限額に含まれると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、「⑩空調機フィルター清掃（臨時）」の見込み上限額は「その他」に含まれています。
15	2	3.参加資格	(2)参加資格要件	当該要件にグループとして参加する場合、構成員も含めて全社が貴市の入札参加資格登録が必要でしょうか。	本市の指名競争入札参加資格者名簿への登録は本プロポーザルへの参加にあたっての要件とはしておりません。
16	3	3.参加資格	(1)参加者の構成等	②「契約書又は覚書等で各々の役割分担を明確にすること」と記載されていますが、いわゆるJV甲型でのグループ組成の場合、明確に役割分担を記載することが難しいので、特に記載なし、でも良いでしょうか。	甲型JVの場合は、出資比率および本業務の円滑な履行を確保するための業務履行体制や責任体制などを企画提案書等で明確に確認できるようにしてください。
17	3		(2)質問の受付及び回答	質問書の提出期限が7月12日となっておりますが、追加資料を受領してから、追加で質問が必要な場合は、都度対応頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	参考資料および修正した様式第5号についての質問を受ける機会を別途設ける予定です。詳細は参考資料の送付時に合わせてお知らせします。
18	4	5.手続き	(3)参加表明書等の提出	④参加表明書等の提出書類の中で「業務実績等を証する資料の写し」を添付することとなっています。企画提案書の作成要領の中の業務実績を記載する個所では、「過去5年以内(令和2年度以降)におけるこれまでの同種・類似業務の実績を記載」とあります。添付する資料につきましても、企画提案書の業務実績の記載に準じて、添付すればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19				参加表明書の業務実績等を証する資料の写しのフォーマットはございますでしょうか。参加表明時には契約書のコピーを提出すればよろしいのでしょうか。	フォーマットはありません。該当業務の契約書、仕様書等から業務内容等がわかる部分をコピーして添付してください。その際、企画提案書に記載の業務名等が確認しやすいように該当部分にマーキングしてください。
20				「業務実績等を証する資料の写し」に関しては、実施要領P.6②に記載する業務実績を証する資料という理解でよろしいでしょうか。	実施要領6.(2)②業務実績および③b)総括責任者・その他配置予定の人員の実績・能力に記載する業務実績を証する資料とします。
21				業務実績等を証する資料の写しとありますが、具体的にどのようなものを提出すればよいのかご教示ください。	該当業務の契約書、仕様書等から業務内容等がわかる部分をコピーして添付してください。その際、企画提案書に記載の業務名等が確認しやすいように該当部分にマーキングしてください。

No.	頁	項目	小項目	質問	回答
22	4	5.手続き	(3)参加表明書等の提出	参加表明書等の提出書類の中で押印が必要な書類は、「構成事業者の間で交わされた契約書または覚書等の写し」のみという理解でよろしいでしょうか。参加資格申請に係る内容のため、他の質疑よりも先行してご回答いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。
23			(4)参考資料の貸与	共同企業体で参加表明する場合は、参考資料提供申込書は代表が申し込みし、共同企業体内では共有しても問題ないという理解でよろしいでしょうか。参加資格申請に係る内容のため、他の質疑よりも先行してご回答いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。
24			(4)参考資料の貸与	(4) 参考資料の送付について、参加表明書と併せて提供の申込をすることで、直ちに送付いただけるのでしょうか。早期に確認したい事項のため、参加資格確認結果通知前の送付をご検討いただけないでしょうか。	参考資料提供申込書を受領後、送付準備が整い次第順次送付いたします。
25			(4)参考資料の貸与	①～④の参考資料の内、契約書には発注名も記載された資料が提供されるとの理解で良いか。	お見込みのとおりです。
26	5	7.委託先候補の特定	(7)委託先候補の特定	企画提案書とは別に同様の内容、もしくは簡略化したプレゼンテーション用の資料を作成しても問題ないと認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、紙での配布は不可とし、プロジェクターを使用したスクリーンへの投影のみ可とします。
27			(7)委託先候補の特定	プレゼン参加が必須となっている総括責任者に関し、常駐・非常駐、週の配置総時間等は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	総括責任者は専任としますが、その配置については参加者の提案によります。
28	6	6.提案書作成要領	(1)留意事項	提案書は参加者を特定することが出来るような名称やロゴマーク等は記載しないでくださいとございますが、他の類似実績を記載する事は可能でしょうか。	可とします。
29				(1)留意事項	「正本のみ表紙に参加者名等を記載し」とありますが、提案書の内容には企業名等を記載しても問題ないという理解でよろしいでしょうか。企業名を記載せずに隠す必要がある場合、参加表明書を提出していない企業名の記載は問題ないでしょうか。

No.	頁	項目	小項目	質問	回答
30				学校施設を含む複数の公共建築物の包括管理業務とございますが、こちらについては、保守点検の管理のみではなく、修繕業務も含んだ実績との理解で宜しいでしょうか。	特に限定はしません。
31	6	6.提案書作成要領	(2)作成要領	「過去5年以内（令和2年度以降）におけるこれまでの同種・類似業務の実績を記載してください」とありますが、例えば令和元年度から令和5年度までの管理実績等、令和2年度とり前に管理を開始した実績でも、継続して令和2年度以降も業務を実施していれば実績として問題ないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	7			「中抜き防止」と記載がございますが、弊社が委託する修繕業者に利益を載せずに貴市に提示するという認識でよろしいでしょうか	修繕業務に関しては、包括管理者の利益は発注収納代行の経費と考えてください。
33			(1)契約の方法	市のホームページにある業務委託契約書の書式に基づいて契約することですが、本事業の募集要項と異なる点も多く、本事業参画にあたってリスクを整理するためにも、実際に本事業落札後に締結予定の内容を質疑回答時に開示いただけないでしょうか。	内容は仕様書(案)および提案書に基づき本市と委託先候補との間で協議の上、決定します。協議が整いましたら契約を締結します。
34	7	8.契約手続き		市のホームページにある業務委託契約書の書式に基づいて契約することですが、契約保証金や違約金規定も業務委託契約書書式に準ずるのででしょうか。	お見込みのとおりです。
35			(2)委託料の支払い	修繕費等は単年度ごとに精算とのことですが、精算の時期は年度終了後1か月以内程度という理解でよろしいでしょうか。	年度途中時点で完了している業務について精算することは可能です。その場合の支払回数および時期については受託者と協議して定めま

No.	頁	項目	小項目	質 問	回 答
36	7	8.契約手続 き	(2)委託料 の支払い	<p>修繕費等以外の委託料について、「各年度の業務終了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払います。」とのことですが、年度内に実施した委託料は年度終了後でないと支払われないということでしょうか。その場合、受託者は1年間の間委託料を肩代わりすることになり、かなりの負担となるため、最低でも四半期に1度等で都度請求に基づき支払いいただけることとしていただきたいです。</p>	<p>年度途中時点で完了している業務について精算することは可能です。その場合の支払回数および時期については受託者と協議して定めま</p>
37				<p>委託料等の支払いに関し、修繕費は単年ごとの精算、委託料は年度末に支払うとあるため、いずれも対象年度末までの1年間は事業者による立替が必要ということでしょうか。</p>	
38				<p>「※各年度の支払い回数及び時期については受託者と協議して定める」との記載があるが、受託者が希望する場合は月毎払いでも検討可能なのか。</p>	<p>可能です。支払回数および時期については受託者と協議して定めま</p>

2. 仕様書(案)

No.	頁	項目	小項目	質問	回答
39	1		2.対象施設	主に各小学校内に設置されている留守家庭児童育成センターは対象外でよいでしょうか。	留守家庭児童育成センターは学校施設ではないため対象外です。
40			5.一般事項	(11)本業務対象設備の付属品等の点検など、業務の性質上、受託者が当然行うべき軽微な事項は受託者の責任及び負担で実施することと記載がありますが、軽微な事項とはどのようなものを想定されていますでしょうか。	仕様書(案)第3章5. 軽微な補修等に準じるものとします。
41				貴市にてご準備いただける、事務所及び駐車場の賃借料は無料でしょうか。また、光熱水費、電話料金、インターネットに係る料金等は、貴市の負担でしょうか。	
42				旧鳴尾東育成センターについて、受託者の利用に際して、光熱水費や賃料等は市が負担という理解でよろしいでしょうか。	
43	2	1.総則	7.事務所、 使用機材等	受託者が貴市から借用する拠点について、光熱水費や保険料、共益費等の支出は不要でよいでしょうか。	事務所および駐車スペースの使用にともなう賃借料は発生しませんが、光熱水費、電話料金およびインターネットにかかる費用は受託者の負担とします。なお、駐車スペースの使用は業務に必要な車両に限ります。
44				事務所の駐車可能台数は約4台とのことですが、こちらの駐車場は受託者が全て無料で利用しても良いのでしょうか。有償であれば料金をご教示ください。	
45				旧鳴尾東育成センターの現在の状況は、空家なのでしょうか。包括管理の事務所として使用する場合は、内装工事等は必要でしょうか。その場合の内装工事費は、貴市か受託者（受託費で）かどちらが負担するのでしょうか。	現在は空家となっています。内装工事を実施される場合は受託者の負担とし、退去される際は現状復旧をしてください。なお、希望される事業者には別途内覧の機会を設けます。詳細は参加表明書の提出があった事業者にお知らせします。
46				管理センターの図面をご教示ください。	参加表明書と合わせて参考資料提供申込書を提出した事業者に送付します。（実施要領を修正：参考資料を追記しました）

No.	頁	項目	小項目	質問	回答
47	3	1.総則	8.再委託	8. 保守においては専門性を有する点検(エレベーター点検等)があるため、再委託(3)と(4)に記載されている内容は修繕業務についての記載との認識で宜しいでしょうか。	当該内容については保守点検・清掃業務についての記載になります(修繕業務については第3章6.修繕業務に別途記載があります。少し内容が異なりますのでご注意ください)。エレベーター点検等、専門性を有するために契約の相手方が特定される業務については「原則」から外れるものとお考え下さい。
48				再委託先の候補(競争入札参加資格者名簿に登録されている業者)を事前に確認できないでしょうか。また、西宮市内業者からの選定水準が3か年平均の水準に届かない場合、ペナルティ等はあるでしょうか。	競争入札参加資格者名簿については、市のホームページ(トップページ>事業者向け情報>入札・契約>競争入札参加資格者名簿等)にてご確認ください。 また、市内事業者への発注水準が現行水準に届かない場合は改善勧告、委託料の減額等の措置の対象となる場合があります。
49				再委託先の選定に関し、2者以上から見積を徴収と記載がありますが、この作業は落札確定後の準備期間の実施で問題ないでしょうか。かなりの業者数が想定されるため、一定額以上の高額なものを対象にする等の基準を設けていただくことは可能でしょうか。	お見込みのとおり、落札確定後の準備期間の実施で問題ありません。なお、再委託に関しては、原則として2者以上からの見積を必要としますが、基準等の提案をいただくことは可能とします。
50			9.資料の貸与	図面の貸与に関し、63施設すべての図面が完備されているとの理解でよろしいでしょうか。	基本的な図面は一定揃えておりますが、必ずしも現状が正しく反映されていない場合があります。
51	5	22.その他		用務員と協力して行う業務とは、どのような業務があるでしょうか。	樹木剪定及び除草業務、軽微な補修等を想定しています。なお、学校用務員との協力に関しては、各学校の状況に応じて必要があれば実施することとします。
52			22. その他(1)学校用務員との協力に関して、「学校の管理・清掃及び軽微な補修等を行っている用務員と協力して業務を行うこと」とありますが、「仕様書P.9 5. 軽微な補修等」との業務の切り分けをご教示ください。	学校用務員との協力に関しては、各学校の状況に応じて必要があれば実施することとします。	
53			22その他(2)鍵の取り扱いについて、セキュリティ面や紛失のリスクがあるため、運用方法を協議は可能でしょうか。	運用方法については受託者決定後の協議によることとします。	

No.	頁	項目	小項目	質問	回答
54	5	1.総則	22.その他	鍵の保管場所に関し、市から提供される事務所内に保管するのでしょうか。事業者が保有する近隣営業所内の保管でも差し支えないのでしょうか。	差し支えありません。
55	6	2.作業一般事項	5.作業用車両等	作業用車両について、作業用車両の駐車スペースは各施設1台以上備わっているとの理解でよろしいでしょうか。	駐車場は各施設にありますが、駐車可能台数に限りがありますので、まれに駐車できない場合があります。
56	8	3.業務内容	2.不具合通報への対応等	「業務従事者等を派遣し」と記載がありますが、緊急的な対応が必要な場合は、その場で修繕を前提に修繕実施事業者を派遣しても良いという認識でよろしいでしょうか。	状況に応じて直接修繕実施事業者を派遣することもあると考えています。
57			4.保守点検・清掃業務	下記の業務(◎を除く)については原則として再委託により実施するものとする記載がございます。◎の老朽化点検が除かれている理由をご教示ください。	◎老朽化点検以外の業務についてはこれまで継続して実施してきた業務ですので、市内事業者の受注機会確保にも配慮し原則として再委託により実施することとしています。◎老朽化点検については新規で実施する業務であり、市内事業者の受注機会を損ねるものではないことから、受託者による実施を可としたものです。
58				下記の業務(◎を除く)については原則として再委託により実施するものとする記載がございます。常駐(自社)での対応が困難な場合は貴市と協議の上再委託は可能との理解でよろしいでしょうか。	記載のとおり、保守点検業務や清掃業務は原則として再委託により実施することとし、包括管理事業者が直接実施する場合は市と協議が必要です。ただし、◎老朽化点検を再委託により実施することを妨げるものではありません。
59				実費精算かつ受託者の社内経費を加算しない業務の中に「◎老朽化点検」が含まれていますが、当該業務は原則再委託の対象業務から外れているため、業務の一部は受託者が直営で担い、一部は再委託とする業務スキームが想定されます。その場合、当該業務については受託者が実務を行うため、受託者の社内経費を加算した費用による精算という理解でよいでしょうか。	受託者が直接◎老朽化点検を実施した場合は、再委託の場合と同様に、実施に要した費用を精算しますので、内訳明細がわかるようにして計上してください。なお、一部を受託者による直営、一部を再委託とした場合は、それぞれを分けて計上してください。
60				「◎老朽化点検」を除いて、過去実績業務からの新規業務は無いでしょうか。また他業務について、業務内容の一部追加や頻度の変更等は無いですでしょうか。	◎老朽化点検以外に新規となる業務はありません。なお、他の業務の過年度実績において、施設の改築や改修等にもない業務を実施しなかったケースがあります。

No.	頁	項目	小項目	質問	回答
61				軽微な補修の実績をご開示ください。	従来の対応としては、他の修繕業務と同様に不具合が発生してから修繕工事として発注/用務員が補修、のいずれかによります。軽微な補修の実績としては把握しておりません。
62	9	3.業務内容	5.軽微な補修等	次の各号に掲げる軽微な補修を行うことで当面、機能が維持できる場合は、自らの負担で補修するものとする。と記載がございますが、手持ち工具で出来る範疇のものとし、パッキンなどの部材の購入は実施要領P7(2)委託料の支払いで、実際に業務を行う事業者にかかる材料や作業等の費用は実費精算と記載がございますので、精算の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	実施要領8.(2)委託料の支払いの記述は実費精算とする修繕業務等のことを指します。軽微な補修にかかる業務従事者の人件費および材料費は様式第5号1.マネジメント業務等の(1)および(2)に含めて計上してください。
63				対象施設・対象業務から価格見積書を算出するが、契約締結後に仕様書に示される業務の増減が判明した場合、委託費の変更も含めて協議が可能との理解で良いか。	お見込みのとおりです。
64	13	別紙1	-	別紙1には64施設記載がありますが、仕様書の1頁2.対象施設には計63施設と記載されております。正しくは64施設という理解でよろしいでしょうか。	西宮浜義務教育学校において道路をはさんで西側（旧西宮浜小学校）と東側（旧西宮浜中学校）で対象業務が異なるため、別紙1「対象施設・業務一覧表」においては東西を分けて表記しています。施設数としては東西合わせて1施設として数えるため、計63施設となります。
65			1.保守点検・清掃業務	㊟の項目（老朽化点検）が漏れているように思えますが、㊟は現在委託していないため記載がないということでしょうか。もし、誤りであれば資料をご修正いただけないでしょうか。	㊟老朽化点検は新規の業務であり、過去の実績がないため、記載しておりません。
66	15	別紙2	-	別紙2の1.保守点検・清掃業務について、空調設備保守点検や自家用工作物保安管理について、点検費用が大きく上昇している分がございますが、その理由をご教授ください。	空調設備保守点検について、R4年度は中学校体育館のGHP機の保守が一斉に追加されたため、またR5年度はフロン排出抑制法に基づく法定点検の対象機器が多かったため、点検費用が大きく上昇しています。 自家用電気工作物については、令和5年度より、年次点検時のPASの開閉を業務に追加したため、点検費用が上昇しています。

No.	頁	項目	小項目	質問	回答
67	15	別紙2	-	当該案件の業務実績を開示いただいておりますが、現受託会社及び個々委託業務毎の委託金額をご開示頂けますでしょうか。	参加表明書等と合わせて参考資料提供申込書を提出した事業者に送付します。
68				R3～R5の実績をいただいておりますが、新型コロナウイルス等の影響で上記の期間に点検を実施しておらず、本来必要な実績額が反映されていない業務はないとの理解で宜しいでしょうか。また実績には記載が無いが、新たに追加となる業務等、本業務の対象となる業務はないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69				別紙2に記載の金額は税込金額という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	16			R3～R5の実績をいただいておりますが、新型コロナウイルス等の影響で上記の期間に修繕を実施しておらず、本来必要な実績額が反映されていない修繕はないとの理解で宜しいでしょうか。また今後発生しうる、積み残しの修繕業務が有れば、ご開示ください。	お見込みのとおりです。
71	17	別紙3	-	①各施設自家用電気工作物の容量②昇降機のメーカー③消防設備点検の対象機器一覧（若しくは過去実施報告書）④非常用発電機の容量⑤自動扉の各施設ごとの設置台数及びメーカー⑥便所清掃の箇所把握のための各施設の平面図⑦受水槽・高架水槽の容量⑧空調フィルターの対象台数及び枚数⑨ボイラーの機器詳細⑩空気環境測定の各施設ポイント数⑪雑用水管理の対応業務詳細⑫屋外遊具・体育器具の機器一覧⑬建築基準法12条関連点検の過去報告書⑭側溝及び排水管清掃の対象箇所⑮熱交換器の対象機器一覧及び対象数⑯植栽等の対象図や対象数量⑰カーペット清掃の各施設ごとの対象数量⑱蜂・シロアリ・鳥獣対策の過去対応実施数及び対象内容（報告書） 以上①～⑱まで開示いただけますでしょうか。	仕様書（案）第3章4.保守点検・清掃業務の①～⑱に記載の各業務については、参加表明書等と合わせて参考資料提供申込書を提出した事業者に最新年度の各業務の契約書・仕様書を送付しますので、詳細はそちらでご確認ください。⑲～⑳の各業務については随時必要に応じて実施する業務であるため、対象数量をお示しすることはできません（※年間の上限額は、実施要領2.(5)提案上限額をご参照ください）。なお、過年度の実績については参考資料として合わせて送付します。 各施設の図面および業務報告書については、受託者決定後、業務開始までに可能な範囲で提供します。

No.	頁	項目	小項目	質問	回答
72	17	別紙3	(1)空調設備保守点検	(1)空調設備点検で、年4回のフロン排出抑制法に基づく簡易点検は用務員で実施されているのでしょうか。	簡易点検については、各学校で実施しています。
73	18		(2)プール循環浄化装置保守点検	プール循環浄化装置 4. 特記事項 浴槽水の水質は「公衆浴場法」について、プール水は「学校環境衛生基準 第4水泳プールに係る学校環境衛生基準」の30日以内ごとに1回の水質検査は除く、総トリハロメタンの測定を1回実施すると捉えてよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	19		(5)消防設備点検	「(5)消防設備点検」について、当該業務は点検の実施と報告書の作成であり、消火器や消防ホースの交換や電球の球替え等の取替え作業は対象外でよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	20		(6)非常用発電設備保守点検	非常用発電機について、メーカー・型番・容量(KVA)・台数・低圧・高圧の有無をご教示ください。また、6年毎に実施の負荷運転試験は次回令和9年度となっていますが、別紙2：R3の実績額には負荷試験が含まれている認識で宜しいのでしょうか。含まれていない場合、R3の負荷試験費をご開示ください。	参加表明書等と合わせて参考資料提供申込書を提出した事業者に最新年度の各業務の契約書・仕様書を送付しますので、詳細はそちらでご確認ください。なお、R3年度は負荷試験を実施していません。
76				(6)臨時点検の過去実績をご教授ください	参加表明書等と合わせて参考資料提供申込書を提出した事業者に送付する過年度の契約実績明細にてご確認ください。
77	22		(9)受水槽・高架水槽清掃及び水質調査	水質検査の頻度は環境衛生管理に該当する施設は年2回、それ以外は年1回の認識でよろしいのでしょうか。また、簡易専用水道検査（小規模貯水槽水質検査）は対象外の認識でよろしいのでしょうか。	仕様書（案）第3章4.保守点検・清掃業務の①～④に記載の各業務については、参加表明書等と合わせて参考資料提供申込書を提出した事業者に最新年度の各業務の契約書・仕様書を送付しますので、詳細はそちらでご確認ください。
78			(10)空調機フィルター清掃	空調機フィルター清掃 予備フィルターのない施設等詳細をご開示ください。	

No.	頁	項目	小項目	質問	回答
79	23	別紙3	(12)環境衛生管理	環境衛生管理について、実施頻度年6回となっておりますが、残留塩素測定業務や雑用水水質検査の残留塩素測定等は年52回と定められています。年6回でよろしいでしょうか。残留塩素測定は用務員にて対応されていますでしょうか。	ご指摘のとおり、残留塩素測定業務および雑用水水質検査の残留塩素測定等は年52回の実施です。詳細については、参加表明書等と合わせて参考資料提供申込書を提出した事業者に最新年度の各業務の契約書・仕様書を送付しますので、ご確認ください。
80	24		(14)12条点検	3年1回実施の特定建築物点検の実施時期をご教示ください。	仕様書（案）第3章4.保守点検・清掃業務の①～④に記載の各業務については、参加表明書等と合わせて参考資料提供申込書を提出した事業者に最新年度の各業務の契約書・仕様書を送付しますので、詳細はそちらで確認ください。
81				(14)特定建築物の定期点検の全面打診は修繕の中で実施との認識で宜しいでしょうか。また全面打診に変わる赤外線での調査は可能との理解で宜しいでしょうか。	外壁の全面打診等については老朽化点検および修繕業務の中で実施します。調査方法については、赤外線調査も含め協議により決定します。
82				「（14）特定建築物及び建築設備・防火設備定期点検（12条点検）」について、外壁の全面打診は対象外でよいでしょうか。対象とする場合は、対象範囲と過去実績に関する情報を提供願います。	
83	25		(21)その他	「（21）その他の業務」に含まれる業務に具体事例をご教授願います。	学校施設の管理運営に付随する雑務を委託するものです。具体的な事例は参加表明書等と合わせて参考資料提供申込書を提出した事業者に送付する過年度の契約実績明細にてご確認ください。
84		(21)その他業務の作業内容が不明なため、主な業務内容をご開示ください。			

3. 評価要領

No.	頁	項目	小項目	質問	回答
85	-	-	-	その他配置予定の人員についても十分な技術力、実績等を有しているかと記載がございますが、提案時の想定と同等なスキルがあれば業務開始時に変更は可能でしょうか。	可とします。
86	-	-	-	その他配置予定の人員についても十分な技術力、実績等を有しているかと記載がございますが、資格や経験等の記載という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。（実施要領6.(2)③b)総括責任者・その他配置予定の人員の実績・能力をご参照ください。）
87	-	-	-	「プレゼンテーション等は、提案者を匿名で実施するため、企業名等提案者を特定できるような表示あるいは発言をしないこと」となっていますが、会社概要を簡単に紹介すること（プレゼン用資料で、又は口頭で）は可能でしょうか。	事業内容や会社の規模についての紹介のみ可とします。
88	-	-	-	「プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに行う」とありますが、プレゼンテーション時にパワーポイントの作成等は不要という理解でよろしいでしょうか。	提出いただいた企画提案書の内容に沿ってプレゼンテーションを行っていただく（それ以外の内容について提案を行うことはできない）という趣旨です。 プレゼンテーションにおいてパワーポイントを使用するか否かは各参加者の判断によることとします。

4. リスクと責任分担

No.	頁	項目	小項目	質問	回答
89	-	事業継続	物価の変動	「公共工事標準請負契約約款」のスライド条項を準用し、1.5%を超える物価の変動があった場合は、貴市の負担でよいでしょうか。	現段階では具体的な指標は想定していません。協議により決定するものとします。
90	-			物価変動についてはマネジメント経費（定額の経費）についても協議させていただける理解でよろしいでしょうか。	急激な物価変動があった場合は協議の対象とします。
91	-			「提案金額には人件費等の変動を見込んで計上してください」（実施要領P2）との記載がありますが、物価の変動による経費の増加については協議に応じていただけるという認識でよろしいでしょうか。	急激な物価変動があった場合は協議の対象とします。
92	-	事業継続	不可抗力によるリスク	「事業継続に関する事項」「上記に定めるもののほか不可抗力によるリスク」のうち「災害時や事故発生時に伴う施設の破損に関する対応」とは、現場確認の初期対応のことであり、修繕が必要な場合は修繕業務として実施するという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
93	-			災害時や事故発生時に伴う施設の破損に関する対応にかかった費用については、受託者負担ではなく、市に負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	現場確認等の初期対応は不具合通報への対応等の業務に含みます。修繕が必要な場合は修繕業務として実施します。
94	-			（リスクの種類）上記に定めるもののほか不可抗力、（リスクの内容）災害時や事故発生時に伴う施設の破損に関する対応の項目にて受託者の責任分担になっているが、不可抗力リスクであることから市が主負担、協力という立場で受託者が従負担とすべきではないか。また、受託者に対してどのような負担を想定しているのか示して頂きたい。	
95	-	-	-	発注収納代行となる業務については、包括管理業務の受託者ではなく、当該業務の契約先業者が本表に応じた責任を負うとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、受託者は、公共工事および委託業務の品質の確保という観点から、工事・委託業務が適切に行われているかを確認する、発注者としての役割を負っていると考えています。

5. その他				
No.	項目	小項目	質問	回答
96	様式第5号	-	価格見積書に記載する金額は税抜金額を入力するとの理解でよろしいでしょうか。	税込価格とします。様式第5号にその旨追記しました。
97		-	記載する金額は税込金額という理解でよろしいでしょうか。	
98		-	5年間の総額欄がありませんが、総額欄を追加することは可能でしょうか。総額は記載の必要がないという認識でよろしいでしょうか。	
99	業務委託契約書	第2条	「乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認められた場合は、この限りでない」との記載があるが、本契約時の保証について、どのように想定されているか示して頂きたい。	契約書第2条第1項ただし書きにある「甲においてその必要がないと認めた場合」とは西宮市契約規則第21条第1項3号～8号に該当する場合を指し、これらに該当しない限りは原則として契約書第2条第1項各号のいずれかに掲げる契約の保証を付していただく必要があります。本業務の場合、西宮市契約規則第21条第1項3号～8号には該当しない可能性が極めて高いと考えています。
100	その他	-	公募資料等で記載の実績金額等は全て税込みにて標記されているとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
101		-	夜間緊急時の対応件数の実績(過去3年分)をご開示ください。	実績として把握しているものではありません。